

平成28年度 事業計画

社会福祉法人 岡崎市福祉事業団

目 次

1	経営理念.....	1
2	経営方針.....	1
3	経営目標.....	2

【各事業の計画】

○社会福祉事業

1	事業団本部.....	4
2	老人福祉センター.....	7
3	デイサービスセンター.....	8
4	養護老人ホーム.....	9
5	ヘルパーステーション岡福.....	10
6	若葉学園.....	11
7	めばえの家.....	12
8	希望の家（就労移行支援・就労継続支援B型）.....	13
9	のぞみの家（生活介護・就労継続支援B型）.....	14
10	そだちの家.....	15
11	友愛の家・体育館.....	16
12	にじの家（生活介護、日中一時支援）.....	17
13	相談支援事業所（福祉の村、若葉学園）.....	18

○公益事業

1	居宅介護支援事業所.....	20
2	地域包括支援センター.....	21
3	年金者住宅.....	22
4	市町村事務受託事業.....	22
5	法人後見事業.....	23
6	みのりの家（生活訓練・日中一時支援）.....	24
7	子ども発達サポート事業.....	25
8	福祉人材育成事業.....	26

1 経営理念

「福祉のこころを育み、選ばれ、信頼される、地域に根ざした主体性のある事業団として確立します」

岡崎市福祉事業団は、今後の福祉社会づくりに先駆的先導的役割を担い、岡崎市及び福祉関係機関などと連携し、福祉を支える人を育てるなど、地域福祉に貢献する事業を展開します。そして、専門職としてのノウハウを活かした質の高いサービスの提供、利用者が望む多様な福祉サービスの個別ニーズへの対応、地域における福祉サービスの中核的役割を担うために、経営の自立性と透明性を図り安定した事業経営を目指します。

2 経営方針

(1) 社会福祉サービスの進展。

事業団は福祉サービスの質を向上させ、社会福祉の進展を目指します。

(2) 地域福祉活動の推進。

事業団は地域ニーズに応える事業活動を展開し、地域における公益的な活動を推進します。

(3) 人材の育成。

事業団は福祉のこころを育み、福祉を支える人を育てます。

(4) 経営基盤の強化。

事業団は経営の効率化を図り、安定した経営を進めます。

(5) 透明性の確保。

事業団はガバナンスを強化し、法令を遵守するとともに自立した健全な経営を目指します。

3 経営目標

(1) 福祉サービスの質の向上

福祉サービスを使う利用者が、求めるサービスを追求し、自立に必要な支援、援助を行います。介護機器導入による介護支援や幅広いサービスの提案を行い、利用者の目線に立った福祉サービスを行い、顧客満足度を向上していきます。

(2) 新たな福祉事業への対応、独自サービスへの取り組み。

利用者が求める福祉サービスが無い場合は新たなモデル事業として実施します。また、財政基盤が確立していない公的な取り組みにも、地域の社会福祉法人として使命を持って関わり、地域のニーズに応えていきます。

(3) 地域福祉活動の推進、地域との双方向の交流

利用者、ボランティア、事業者が一体となり相互の交流が出来る事業を推進し、地域福祉のためのネットワークづくりを進めていきます。地域コミュニティの組織化やサロンの設置支援、地域のための講演会や研修会を実施します。

(4) 人事制度や研修体制の確立と人材育成

職員一人ひとりの意識改革とモチベーションを保つための目標管理を行い、業務全体の水準を向上していきます。事業団行動計画を策定し職員が安心して努めることが出来る環境作り、地域内福祉事業者と相互派遣や人的ネットワークなど協働連携事業を進めます。

(5) 財政健全化の推進、経営基盤の強化

適正かつ公正な支出管理を図り、財政の安定化、経営基盤の確立に向けた業務改善を進めます。次期繰越金は最低限の運転資金を除き、実施計画に基づいた積立を行い、目的の明確化を図ります。

(6) 資産の取得、財産の運用

施設譲渡に伴い、福利厚生用地や施設改築にかかる仮設用地について必要に応じて取得していきます。岡崎市への依存を少しずつ解消し、経営基盤を整え安定した運営を進めます。また、積立した資産は債権の購入など安全確実な資産運用を行います。

(7) 情報発信と経営の透明化の確保

地域住民や利用者などの第三者から見た事業内容の点検、評価及び意見を反映出来るよう、財務諸表など外部機関による会計監査の検証、利用者家族との懇談会や地域住民との意見交換会を開催し、事業の透明性を図ります。

(8) 組織の権限確立と事業団の自立経営

計画の一貫性を高め、確固たる運営基盤と経営を意識した人材の確保、個々の力を最大限に発揮するための組織権限を確立します。岡崎市と協議を行い、既存事業の抜本的な見直しや新規事業の開発など積極的に提案します。

【各事業の計画】

○社会福祉事業

1 事業団本部

(1) 重点取組事項

ア ガバナンスの強化に向けた体制の構築

経営組織のガバナンス強化に向けて、理事、評議員、監事、会計監査人を配置した新体制の構築に向け、識見を有した人材を外部の専門家などから選任するために調査・検討を行う。

新規 理事、評議員、監事、会計監査人の調査・検討：平成28年4月～

イ 児童発達支援センターの運営と PFI 事業実施に向けた業務の構築

こども発達支援センター内で実施する児童発達支援センター業務の運営に向けた運営計画及び（新）友愛の家開設に向けた新講座を実施する。

強化 （新）友愛の家の具体的な運営業務の検討：平成28年4月～

強化 （新）友愛の家開設に向けた新講座の検討・実施：平成28年4月～

ウ 福祉の村施設譲渡に向けての譲渡内容の検討

福祉の村の希望の家、そだちの家、のぞみの家、にじの家、みのりの家の施設譲渡内容を検討し、岡崎市との合意に向けて協議を行う。

継続 定期的な協議、施設運営方針を事業団から提案：平成28年4月～

継続 ワーキンググループにて施設譲渡内容の検討・実施：平成28年4月～

エ 職員のメンタルヘルス対策の推進

職員のメンタルヘルスサポートのための電話相談及び対面カウンセリングを外部委託により実施する。メンタルヘルス不調を未然に防止するために「ストレスチェック」を実施するとともに、不調者支援マニュアルを活用し、職場復帰や相談体制を充実させる。

新規 ストレスチェック：年1回実施

継続 メンタルヘルス電話相談・対面カウンセリング：年間を通じて実施

継続 不調者支援マニュアルの実施・検証：年間を通じて実施

才 人事評価制度の推進

人事評価制度を見直し、従来の「能力評価」に「業績評価」を加える事により、組織及び個人の「目標による管理」を確立し、職員の業績志向を高め、組織の活性化を図る。

継続 組織（部署）重点目標の設定、人事評価の確立（施設長）

：平成28年4月～

継続 個人目標の設定（主任以下の正規職員）：平成28年4月～

力 地域における公益的な取り組み

経営10か年計画に沿って地域の実情に合わせた社会福祉法人独自の取り組みを行うため法人内で事業継続に必要な財産額を算出し、公益的な取り組みを行う実施計画を策定する。

新規 社会福祉充実計画の策定：平成29年3月までに実施

(2) その他の取組事項

ア 組織運営及び財務システムの強化

人事関係のマイナンバー制度による書類管理及び新会計基準移行による法人の計算書類及び付属明細書の適正な運用を実施するため、現状のシステムの課題を抽出し人事及び財務規律の強化を図る。

継続 人事・財務システムの検証：年間を通じて実施

イ 障がい者雇用の推進

障害者雇用委託訓練（国からの委託により愛知県が実施）を積極的に受託し、障がい者の雇いを推進する。

継続 障害者雇用委託訓練：年間を通じて実施

ウ 交通事故防止の推進

送迎車両の運転を業務とする職員を対象とした運転実技研修を実施し、交通事故防止を推進する。

継続 運転実技研修の開催：年6回実施

エ 防災対策の強化

大規模災害に備え、現実的かつ効果的な防災訓練を実施し、都度、災害対応マニュアルの見直しを行う。

強化 福祉避難所の実施・検討：年間を通じて実施

継続 防災訓練：月1回実施

オ 働きやすい環境づくりの推進

職員にとって「働きやすい職場」「働きがいのある職場」をつくり、職員の離職率を減らし、雇用創出を図るため、働く意欲が高まる労働条件を整えるため就業規則などの見直しを行う。

強化 変更スケジュールの作成：平成28年7月までに実施

2 老人福祉センター

(1) 重点取組事項

ア 入館者数の増加に向けた取組

地域のニーズに沿ったイベントを企画・開催し、空き部屋の有効活用を進める。

強化 情報収集からイベントの企画：月1回実施

イ 双方向の地域交流の推進

来館による交流の機会と共に、各館からのアウトリーチ（地域に発信する交流、地域社会への奉仕活動、公共機関への出張サービスなど）の機会を増やす。

新規 地域へ出向いて行う交流会の検討：平成28年4月～

新規 地域へ出向いて行う交流会の開催：年1回実施

ウ 来館者の満足度向上を目指した人材の育成

来館者への接遇やサービスの質の向上を念頭に置いた老福の職員体制の見直し及び人材の育成を行う。副館長を中心に、企画・実施・振返りを行い、顧客満足度の向上に向けた取組を組織的に行う。

新規 副館長の研修履修及び内部研修：年1回実施

新規 老福会議における組織化の検討：平成28年8月までに実施

新規 接遇向上に向けたミーティング：月1回実施

(2) その他の取組事項

ア 事業活動内容の情報発信

地域に向け事業活動内容の情報発信をすると共に、各種情報媒体（市政だより、報道発表、機関紙、ホームページなど）を活用し各施設で実施するイベントなどの情報発信を行う。

強化 事業活動内容の情報発信：月1回実施

イ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）の導入準備

平成27年度に試行した介護予防事業を検証し、平成29年度から開始される新総合事業への事業移行について、副館長を主軸とした老福職員による新総合事業準備チームを発足させ、準備を行う。

新規 新総合事業準備チームの発足：平成28年5月までに実施

新規 新総合事業の検討会の開催：月1回実施

新規 チーム職員の研修への参加：年間1回以上実施

3 デイサービスセンター

(1) 重点取組事項

ア アセスメント技術および介護技術の向上

利用者を理解する能力を高める外部研修への参加を進め、同時に職位別（正規・嘱託・臨時）の内部勉強会を開催する。特に、嘱託職員の学びの機会を増やし、意識向上を推進する。

生活相談員の育成においては、管理者が個別のOJT計画書を作成し、管理者による育成を進める。

新規 生活相談員育成OJT計画書の作成：平成28年6月までに実施

新規 生活相談員育成OJT計画：年間を通じて実施

強化 嘱託職員の外部研修：年2回実施

強化 職位別勉強会の開催：職位ごと2回実施

イ 安心・安全なサービスを提供する体制作り

平成27年度に新規取り組みを行った、デイサービス事業に特化したリスク検討チームにおいて、介護事故対策に絞ったリスクマネジメントを強化する

強化 介護事故対策の検討：平成28年4月～

強化 利用者毎の個別事故対策の作成：平成28年12月までに実施

ウ 利用者のニーズに合わせた入浴設備の改善

入浴に係る設備および環境を、利用者のプライバシーが十分担保できる形態（個室を含む）を検討し改善を進める。

新規 検討チームの設置・検討：平成28年4月～

新規 改善に向けた具体案の作成：平成28年7月までに実施

(2) その他の取組事項

ア 先駆的・先導的介護の実施

利用者を安全に安心して介助が出来るリフトや、その他機能訓練に必要な器具の導入を行う。

新規 検討チームを設置・検討：平成28年4月～

新規 導入に向けた具体案の作成：平成28年10月までに実施

イ 各種計画書の充実

通所介護計画書及びケア記録の書式を個別対応の項目を含む書式に変更する。また、機能訓練計画書を生活機能向上の項目を含む書式に変更する。

継続 各種計画書・ケア記録の改定：平成28年10月までに変更

4 養護老人ホーム

(1) 重点取組事項

ア 社会復帰に向けての支援

社会復帰に向けて、個別支援計画に基づいた外出支援をし、自立を促す支援を実施する。地域を知るために清掃ボランティアを兼ねた散歩を実施する。

新規 地域貢献（清掃ボランティア）：年間6回以上実施

継続 外出支援（喫茶体験など）：年間8回以上実施

継続 料理教室の開催：年5回実施

イ 生活支援への取組

入所者の加齢による心身機能の低下に伴い、安全な暮らしを支えるために24時間体制を取ることで介護サービスの充実を図る。夜勤体制を実施後、モニタリングをし、体制を確立する。

新規 夜勤体制の充実：毎日実施

強化 体調把握、転倒防止のため声掛け：毎日実施

(2) その他の取組事項

ア 生きがい支援のための作物づくり花づくり

野菜や花を育て、土と親しむことにより、体力づくりと情緒の安定を図りつつ、収穫の喜びを分かち合う。ホームページに畑通信を掲載し、地域へ向けての発信と野菜づくりのボランティア指導を受けられるような仕組みづくりを進める。

新規 畑通信の発行：年24回実施

継続 収穫祭：年間6回以上実施

イ 個浴化を含めた設備改修への取組

入所者のプライバシーを重視した個別対応ができる設備のあり方を検討し、個別ニーズに合った入浴設備の改修を協議する。

新規 個浴の検討：浴室の改修計画の提案

5 ヘルパーステーション岡福

(1) 重点取組事項

ア ヘルパー利用の拡充

利用者及び家族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談支援事業所の要望に対応できる体制を整え、新規利用者の獲得を目指す。

強化 介護保険対象の新規利用者：年間25人以上

強化 総合支援対象の新規利用者：年間10人以上

強化 産前産後対象の新規利用者：年間20人以上

イ 臨時・登録ヘルパーの確保及び人材育成

サービスの質の向上と人材育成を重点に毎月1回の研修会を実施し、地域に信頼されるヘルパー派遣を行う。

強化 研修会の開催：月1回実施（全ヘルパー対象）

内容（接遇・法令順守・食事、入浴、排泄介助などの介護技術）

(2) その他の取組事項

ア 事業拡大に向けた検討

サービス提供時間帯やサービス内容の充実を図るため、他のサービス事業や事業所の拠点についての検討を実施する。

継続 事業拡大計画案の策定：平成28年9月末までに作成

イ 他事業との連携の検討

養護老人ホーム、年金者住宅の入居者に対する訪問介護サービスの強化と連携についての計画案を検討する。

新規 提供時間及び連携強化の策定：平成28年6月末までに作成

6 若葉学園

(1) 重点取組事項

ア こども発達支援センター事業の具体化

平成29年度開設に向け、若葉学園とめばえの家が統合したこども発達支援センター事業として実施するため、事業計画に沿った具体的な方法を策定する。

強化 事業実施に向けた検証：平成28年4月～

イ 保育所など訪問支援事業の利用促進

保護者の要望に基づき、保育士・臨床心理士・作業療法士・言語聴覚士が保育園などでの困りごとや不安解消を図る。

継続 訪問件数：60件

(2) その他の取組事項

ア 職員研修の充実

利用者に質の高いサービスを提供するため、研修参加やケース検討を行い、人材育成に努める

強化 保育園・めばえの家の体験：年間各自1回以上実施

強化 ケース検討会・リハビリカンファレンスなど：年間24回以上実施

継続 講演会、スキルアップ研修：年5回実施

イ 他職種・他機関との連携

定員増に伴い、事故防止を強化する。健康状態の把握、アレルギー対応など緊急時の対応強化。また、療育内容の充実、保護者支援のための相談などを他職種・他機関と連携して取り組む。

強化 健康状態、アレルギー対応など緊急時の対応（看護師・栄養士など）
：平成28年4月～（給食検討会を含む）

継続 小児精神科医師心理相談の実施：年9回

継続 臨床心理士相談の実施：毎月1人1回程度

7 めばえの家

(1) 重点取組事項

ア こども発達支援センター事業の具体化

平成29年度開設に向け、若葉学園とめばえの家が統合したこども発達支援センター事業として実施するため、事業計画に沿った具体的な方法を策定する。

強化 事業実施に向けた検証：平成28年4月～

イ 並行通園の実施

めばえの家から幼稚園や保育園に就園した年少児が、園生活に適応し円滑に過ごすことができるよう、小集団でのグループ療育を行う。また、保護者が安心して子育てができるように個別相談や保護者同士の交流による親支援を行う。

新規 児童発達支援事業の一環として実施：平成28年4月～

(2) その他の取組事項

ア 療育内容の充実

少人数による療育の展開と共に、課題活動の充実や、ねらいを分かり易く伝え、療育内容の啓発を図る。

強化 療育内容の啓発活動：平成28年4月～

イ 保護者支援の推進

保護者支援を強化するため、臨床心理士による相談を行う。また、便りへのワンポイントアドバイスの掲載、諸相談に応じる。同伴兄弟の託児を実施することで、保護者が利用児に向き合える状況を提供すると共に負担の軽減を図る。

継続 臨床心理士による相談・便りの発行：年間を通じ実施

新規 託児の実施：平成28年5月～

ウ 職員の資質向上の推進

こども発達センター開設を視野に入れ、若葉学園・保育園と双方の業務内容を理解し、適切な運用へと繋げていく。また、並行通園開始に伴い、保育園との情報交換の推進を図り、職員の人材育成や関係機関との連携を強化する。

強化 若葉学園との体験交流：年間各自1～2回実施

新規 並行通園児在籍園との連携：10園訪問実施

継続 保育園との体験交流：年4回実施

継続 保健所・幸田町保健センター・子育て支援センターなど訪問、情報交換：年5回実施

8 希望の家（就労移行支援・就労継続支援B型）

(1) 重点取組事項

ア 新規自主事業の検討

新規自主事業の実施について検討する。

新規 実施計画の策定：平成28年9月までに実施

イ ハローワークとの連携による就労及び定着支援

トライアル雇用を活用し、就労に結びつける。その後も定期的な訪問により、本人支援、企業支援をより細やかに行うことで、就労定着に取り組む。

継続 就労後訪問：年間12回以上実施

(2) その他の取組事項

ア 社会生活の適応能力・生活能力の向上

サービス利用を通して挨拶・報告・身だしなみを身につける支援を行う。また、施設の日常清掃や環境整備を行い、利用者の生活能力の向上を図る。

継続 日常清掃：毎日1回実施

継続 環境整備：年間6回以上実施

イ 利用者ニーズの反映

隔月に開催される保護者会で、サービス内容などについて情報提供をすることで、保護者と意見交換を行い、サービスへの反映と相互理解を深める。

継続 保護者会への参加：年6回実施

継続 たよりの発行：年12回実施

ウ 職員研修の充実

権利擁護、虐待防止、接遇研修など、基本的なものから、工賃向上研修など施設に必要な研修を受講し、施設内研修会により全職員が知識・技術の習得を図る。

継続 研修会の開催：年間4回以上実施

9 のぞみの家（生活介護・就労継続支援B型）

(1) 重点取組事項

ア 稼働率向上への取組強化

利用者の主体性（作業意識、通所意識）を育て、安定して施設へ通えるようにする。また、新規契約者獲得のために、各関連機関や特別支援学校と連携を図る。

強化 稼働率の向上に向けた取り組み：平均稼働率99%以上

継続 相談支援事業所などへの訪問：6か所以上実施

イ 作業工賃向上への取組強化

工賃向上計画書を基に、工賃向上への取り組みを強化する。現在請負を行っている作業の内容と工賃を考慮して、必要な場合は業者と交渉を行う。

新規 年間工賃額の向上：5,400,000円以上

(2) その他の取組事項

ア 自主製品のチャレンジ

のぞみの家（就労継続支援B型、生活介護）で新たな自主製品を検討する。利用者の関われる身近な物を考える。

将来、清掃業務が受託できるように施設内の日常清掃や環境整備を行う。

新規 自主製品のチャレンジ：平成28年度検討、平成29年度販売

継続 日常清掃：毎日1回実施

継続 環境整備：年間6回以上実施

イ オープン・ザ・のぞみ（地域交流の促進）

実習などの受け入れを待つのみではなく、地域住民などとの交流を行う。また、ハローワークに障がい者の環境や福祉施設での働きがい、支援方法について丁寧に説明をすることで、障がい者の理解を進める。

新規 新規ボランティア・見学・体験者・実習生の受入：年間7人以上

10 そだちの家

(1) 重点取組事項

ア 稼働率向上への取組強化

特別支援学校及び相談事業所との連携を強化する。また、利用者個々の特性や生活習慣に配慮しながら出席率の向上を図る。

強化 稼働率の向上に向けた取り組み：平均稼働率97%以上

イ 職員研修の充実

外部研修及び内部研修を実施し、セーフティネットとしての役割が担えるよう人材育成に努める。

強化 外部・内部研修：年間20回以上実施

(2) その他の取組事項

ア 質の高い生活介護事業の実施

創作活動（壁面作り、おやつ作りなど）や機能向上（リハビリ、レク活動）、生産活動（請負作業）を通じ、日常生活にめりはりをつけ、生活に必要な排泄・食事介助などと合わせ利用者の能力維持向上を図る。

継続 サービス内容の充実：毎日実施

イ 地域社会への積極的参加

喫茶体験、外食体験の他に利用者が行き先や内容を選択できる外出行事などを通じて地域社会へ出て、積極的な社会参加を実施すると共に、障がい者に対する地域の方への理解を深める。

継続 所外活動：年間12回以上実施

ウ 防災訓練などの実施

非常災害対策として、避難訓練、緊急連絡訓練及び不審者訓練を実施する。

継続 避難訓練、緊急連絡訓練：年間5回以上実施

継続 不審者訓練：年1回実施（3月）

1 1 友愛の家・体育館

(1) 重点取組事項

ア (新) 友愛の家運営業務に関する実施計画の具体化

「岡崎市こども発達センターなど整備運営事業」の業務水準書及び提案書に基づき作成した、(新) 友愛の家の実施計画業務を検証・実施する。

新規 実施計画に基づく業務の検証：平成28年4月～

イ 講座の充実及び新規利用者獲得のための取組

幅広い利用者ニーズに対応できるよう実施講座を増やすとともに、各種関係機関などに対し、ホームページや広報誌などを活用して、新規の利用者の増加につなげる。

強化 新規講座の開催：7種類以上実施

強化 新規利用者の利用：年間50人以上

(2) その他の取組事項

ア 共同講座・イベントの開催

福祉の村内の他施設及び岡崎市内の他の福祉団体と協力して講座及びイベントを行い、他施設などとの連携を深める。

新規 共同講座及びイベントの開催：年3回以上実施

イ 障がい者団体支援などへの周知活動支援

体育館及び友愛の家を利用する障がい者団体などの活動内容やメンバー募集などを、ホームページや広報誌などを活用し、啓発の支援をする。

継続 広報誌、ホームページなどへの啓発活動：平成28年4月～

12 にじの家（生活介護・日中一時支援）

(1) 重点取組事項

ア 効果的なリハビリへの取組

訪問リハビリ事業者などとの連携を強化することにより、利用者にとって効果的なリハビリを実施する。

新規 他事業所リハビリ担当者とのケースカンファレンス：年2回実施

継続 三河青い鳥医療療育センターの実技指導及びケースカンファレンス
：年3回実施

イ 介護者の腰痛予防対策

利用者を安全、安心して介助ができるよう支援具の導入や職員及び介護者の腰痛軽減対策を実施する。

新規 介護機器業者を招いて研修会：年1回実施

新規 介護者を対象とした腰痛予防教室：年1回実施

強化 就業前ストレッチ及びセルフケアのための研修会の開催：年1回実施

(2) その他の取組事項

ア 安全な送迎への取組

運転チェックシートを用いた実務研修を実施し、運転技術の向上及び運転意識の向上を図る。

継続 実務研修：年1回実施

イ 職員の資質向上

職員の資質向上のため各種研修会、業務改善の取り組みの他、同業事業者での実地研修、視察を行う。

継続 専門研修：年3回実施（看護職員、介護職員、リハビリ職員）

継続 他生活介護事業所へ実地研修：年1回実施

継続 業務の改善についての提案：年間10件以上

13 相談支援事業所（福祉の村、若葉学園）

(1) 重点取組事項

ア サービス利用計画の作成件数増加

本人・家族のニーズ（サービス・関係機関の調整など）を具体化するためのサービスなど利用計画、障がい児支援利用計画の件数増加に取り組む。

強化 福祉の村
サービスなど利用計画：新規（月28件）、継続（月105件）
障がい児支援利用計画：新規（月13件）、継続（月22件）

強化 若葉学園
障がい児支援利用計画：新規（月17件）、継続（月30件）

イ 相談支援の強化

障がい福祉サービスの紹介や調整、その他の相談（金銭管理・就職活動・対人関係など）、権利擁護などの支援を行う。特に、より地域に密着した支援を目指し、訪問件数の増加に重点を置く。

強化 福祉の村：相談件数、毎月700件（うち訪問件数、毎月220件）

強化 若葉学園：相談件数、毎月110件（うち訪問件数、毎月20件）

(2) その他の取組事項

ア 職員研修の充実

相談支援の質の向上のため、研修の参加やケース検討を行い、人材育成をする。

継続 相談支援に関する研修に参加：月1回実施（ケース検討2週間に1回）

継続 自殺予防に関する研修に参加：年6回実施（ケース検討2週間に1回）

継続 ゲートキーパー養成講座講師：年1回実施

イ 岡崎市の障がい福祉への協力【福祉の村】

岡崎市が設置している障がい児・者及びその保護者からの総合的な相談支援を行う基幹相談支援センター・虐待防止センター運営事業を受託実施する。また、岡崎市こころホットライン（保健所受託事業）について、心の健康電話相談業務、自殺予防に関する普及啓発業務を行う。

継続 岡崎市基幹相談支援センターへ出向：週2日実施

継続 岡崎市こころホットライン：年間を通じて月曜日から金曜日まで実施
（午後1時から午後8時まで）

ウ 保護者会・当事者団体・学校向けの普及啓発

福祉の村の施設の保護者会、育成会などの当事者団体、各特別支援学校などを対象として、研修会や交流会を開催し、障がい福祉サービスや各種制度について、分かりやすく情報を発信する。

継続 研修会、交流会の開催：年6回実施

○公益事業

1 居宅介護支援事業所

(1) 重点取組事項

ア 安定した事業運営の推進

安定した収入を確保するため、ケアプラン作成数の把握における共通のチェックシートを使用し、統一的管理を行うことでプラン作成業務における業務進捗状況を把握し、ケアプラン作成件数を確保する。

強化 管理者による検討会：月1回実施

イ 多職種による協働の推進

医療機関や地域包括支援センターなどの多職種協働の会議や研修会に参加し、ケアチームを意識したマネジメントを行う体系作りを強化する。

新規 多職種との会議や研修会への参加：年間3回以上

(2) その他の取組事項

ア 業務の効率化の推進

タブレットの導入により得られる、より効率的な作業手順を検証し、共有できる体制を整える。

継続 業務改善プロジェクトチームによる検討会：月1回実施

イ 業務の質の向上

新人勉強会を初め、平成28年度に岡崎市が導入する電子@連絡帳への対応や多職種協働によるケアマネジメントを行うため、支援経過の書き方に重点をおいた勉強会を講師担当チームで企画し実施する。

継続 新人勉強会：年1回実施

継続 全職員を対象とする勉強会：年3回実施

2 地域包括支援センター

(1) 重点取組事項

ア 地域包括ケアの構築への積極的な参画

地域ケア会議の開催および積極的な地域への発信を充実させ、問題解決に向けた検討や資源開発を行う。また、多職種協働における体制づくりや介護支援専門員に対する支援を行う。

強化 地域ケア会議・多職種研修会など：年間12回以上実施

強化 家族会・学習会の実施、認知症カフェなどの支援：年間6回以上実施

イ 業務の質の向上

新人勉強会を初め、平成28年度に岡崎市が導入する電子@連絡帳への対応や多職種協働によるケアマネジメントを行うため、支援経過の書き方を重点においた勉強会を講師担当チームで企画し実施する。

継続 新人勉強会：年間1回以上実施

継続 全職員を対象とする勉強会：年間3回以上実施

(2) その他の取組事項

ア 安定した事業運営

包括業務における業務進行状況の把握を、共通のチェックシートを使用し統一的管理を行うことで、偏りのない専門的知識をいかすことのできる体制を整える。

新規 管理者による検討会：月1回実施

イ 地域包括支援センター増設への対応

平成28年7月から増設される地域包括支援センターの開設及び圏域変更に伴う引継ぎについて、変更先の地域包括支援センター、地域住民や関係機関への配慮を行い円滑にすすめる。

新規 移行への準備及び対応：平成28年4月～準備、7月開設

3 年金者住宅

(1) 重点取組事項

ア 入居待機者の増による経営改善

料金改定やオプションサービスを導入することで長期的に安心して暮らせる環境を提供する。入居の料金形態を前払い方式、月額方式を導入することで、入居の選択肢が広がり、新たな「売り・強み」として入居者の確保、及び獲得に繋げる。

新規 経営計画の策定：平成29年3月末までに実施

イ 日常生活の支援の強化

入居者の認知症の進行や身体機能の低下により、独居生活に支援が必要になってきた方に対し、生活支援に必要なオプションサービスを実施することで、快適で安心して暮らせる環境を提供する。また、入居者の身体状況に合わせた施設整備を計画的に行う。

新規 独自サービスの充実：年間を通じて実施

ウ 新規入居に向けてのPR活動

料金改定やオプションサービスの導入をPR活動で説明する。季刊誌への掲載や各老人福祉センターでの行事開催時に出向き、事業所の紹介や案内などの説明を行う。

継続 新規入居者の確保：年間を通じて実施

(2) その他の取組事項

ア 夜間体制充実に向けた取り組み

オプションサービスの導入とヘルパーステーション岡福との連携による夜間体制の充実に向けた検討の実施。

新規 事業連携に向けた検討：平成28年6月末までに実施

4 市町村事務受託事業

(1) 重点取組事項

ア 受託予定数の完全実施

収入を維持していくため岡崎市の委託内容に沿い、委託を全て実施する。

継続 認定調査依頼の受託：年間を通じて実施

5 法人後見事業

(1) 重点取組事項

ア 法人後見事業の実施

裁判所の審判に基づく後見業務を行う。

継続 後見業務の継続実施：年間を通じて実施

受任件数10件（監督1件、後見7件、補佐1件、補助1件）

6 みのりの家（生活訓練・日中一時支援）

(1) 重点取組事項

ア 稼働率目標の達成

キャンセル待機者のリストを活用し、キャンセル発生後の対応を素早く行う。

強化 稼働率の向上に向けた取組：平均稼働率99%以上（生活訓練事業）
平均稼働率60%以上（日中一時支援事業：
平日10時～16時の稼働率）

イ 利用者及び新規登録者の獲得

障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、特別支援学校など各関係機関を訪問し広報活動を進めながら情報交換し、認知度を上げる。

強化 新規登録利用者獲得に向けた広報活動：年間3回以上実施

(2) その他の取組事項

ア 職員研修の充実

外部研修への参加と他事業所見学を実施することで、職員の質の向上を図る。

継続 外部研修：年間2回以上実施

継続 施設見学：年間2回以上実施

イ 支援・指導内容の明確化

一人ひとりの能力を知り、支援内容・支援方法を探り自立に向けた個別支援計画を作成し、きめ細かい支援をする。（利用者全員対象）

継続 支援内容の充実：年間を通して実施

ウ 深夜帯の安心安全の強化とマニュアルの作成

利用者一人ひとりの状態を把握すると共に職員間の連携を密にした緊急体制の構築をする。

新規 緊急体制の構築：年間を通し実施

新規 マニュアルの作成：平成28年4月末までに実施

7 子ども発達サポート事業

(1) 重点取組事項

ア 利用者のニーズに沿った心理相談の実施

定期の心理相談設定日（年間78回）で都合のつかない場合や待機期間が1か月以上となる場合、定期外の心理相談を設定し、できる限り利用者の要望に添った日時に実施するようにする。

強化 定期外心理相談：年間50回以上実施

イ 相談後フォローの強化

心理相談利用者を、適切な時期に必要な療育機関や医療機関へ繋げることができるよう、フォローリストを作成し、定期的にケースの状況確認を行う。

強化 フォローリストによる状況確認：月1回実施

(2) その他の取組事項

ア 事例検討会による効果的な支援の推進

保育園・幼稚園などにおいて対応に苦慮している事例について、関係機関が集まって話し合うことで問題を明確化し、それぞれの役割を再認識すると共に専門家から助言を得ることで効果的な支援方策を見出す。

継続 事例検討会の開催：年間4回以上実施（1回につき1～3ケース）

イ 発達や子育てに関する相談場所の周知

機関紙や講演会を活用し、本事業が終了することを周知するとともに、今後の相談場所としてこども発達相談センターなどの活用について広く一般に周知する。

継続 機関紙の発行：年1回3,000部発行（7月）

継続 講演会の開催：年1回40人以上参加（2月）

ウ 関係部署への引き継ぎ

本事業は平成28年度をもって終了となるため、終結していないケースや継続実施すべき業務内容について、保健所やこども発達相談センターなどへ確実に引き継ぐ。

新規 終結していないケースの引き継ぎ：平成29年1月～3月に実施

新規 継続業務の引き継ぎ：平成29年1月～3月に実施

8 福祉人材育成事業

(1) 重点取組事項

ア 地域福祉を支える人材の発掘

【高年者センター岡崎・各地域福祉センター・福祉の村】

平成28年度より新規事業として、今後の地域福祉を支える人材の確保及び、福祉のこころを育てる初任者研修（旧ヘルパー2級）を実施する。

新規 介護職員初任者研修講座の開催：1クール実施
(平成28年6月から毎週日曜日開催：全22回)

イ 介護に興味を持った方への対応

【高年者センター岡崎】

地域住民で福祉に興味を持った方（初心者、ボランティア）対象の介護体験研修を実施する。

新規 介護体験研修の実施：平成28年4月～

(2) その他の取組事項

ア 実習生・ボランティアの受入れ

【高年者センター岡崎・各地域福祉センター・福祉の村】

地元地域の学校を中心に職場体験や実習生を受け入れ、地域との関わりを持ち、福祉と人材を育てる。また、指導に携わることで職員のスキルアップを行う。

継続 実習生の受入：施設サービス課（年間200人以上）
福祉の村（年間100人以上）

継続 ボランティアの受入れ：年間を通じて実施

